

**平成29年度**

**第 11 回 佐々町農業委員会総会議事録**

**平成30年2月22日（木）**

**佐々町農業委員会**

平成30年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成30年2月22日(木)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開会 平成30年2月22日(木)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	15	森田 謙介 君	16	林 勇作 君
17	湯村 速雄 君	18	筒井 浩一 君	19	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名

6. 職務のための出席者職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 「第4回ながさき女性農業者の集い」について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(4) 審議事項

第47号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

第48号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第49号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

第50号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

①農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定

(6) その他

①農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進について

②4月定例会および農地利用最適化推進会議の日程について

③その他

事務局長（金子 剛君）事務局。皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から平成29年度 第11回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君）皆さん、こんにちは。このところ天気は良くなりました。長い間の寒気ですね、皆さん方も仕事ができないような状況があったかと思います。今日は第11回の総会ということでご案内しておりましたが、大瀬推進委員さんが遅れておられるようですが、欠席届は出てないようですので全員出席のもとに開会できることを嬉しく思っております。春の便りといいますか今日の新聞にも出ておりました、春の風物詩である佐々川のしろうお漁が始まったということでございます。明日からは佐世保市の愛宕山まつりも始まりますね。いよいよ日一日と春めいてまいりました。皆さん方におかれましても忙しくされているのだろうと思いますけども、今、皆さんご存じのとおりですね、ピョンチャンオリンピックが盛大に行われておりますが、日本選手の活躍ぶりは、冬季オリンピック最多の11個のメダルを獲得したということで、我々に対しましても感動と勇気、そして、今後の活力をいただいたような状況下にあります。これを一つの刺激としまして、我々も農業

委員会活動は当然のこと、農業経営等々に頑張っていただきたいというふうに思つております。今日は皆さん方の慎重審議をいただきますようお願いしながら、簡単ですけども挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君）事務局。ありがとうございます。本日の出席委員は農業委員13名、推進委員5名の出席で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。事務局からすみません。議案の日程をお願いします。（4）審議事項で第51号議案 あっせん申出書についてですけども、12月の定例会の折にあっせん委員さんは決まっておりました。重複しておりますので、51号議案については取下げをさせていただきます。以上です。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号4番 藤永茂委員、議席番号5番 築城委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入ります。報告第1号「第4回ながさき女性農業者の集い」について、和田委員と、山下委員に出席いたしておりますが、どちらか報告をお願いしたいと思います。10番。

10番（山下 夕見子君）10番。先月、1月31日にながさき女性農業者の集いに、局長と、和田委員と行ってきました。最初は記念講演で、竹下 和男氏の「子どもが作る弁当の日」という題名で話をされ、なはちゃんのみそ汁を観てとても感動しました。事例発表は三人の方が発表をされました。東彼杵町の○○さんは茶園をしておられ、お茶の見どころ農泊に取り組まれていました。南島原市の●●さんは農業、漁業体験民泊95号にせいい館を開業され、出荷後の野菜生産、出荷開始、6次産業化をされています。農家レストランの夢に向けて頑張っておられました。五島市の△△さんは大分県津久見市から五島に来られ、古民家再生プロジェクトで生産直売所を作つて10年間されたのですが、契約期間が終了したので、また新たに第二弾で直売所を建てられました。テーマが元気の秘訣で、皆さんとても元気でやる気満々だなと思いました。私も頑張らなければと刺激になりました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。ただ今、山下委員から報告をいただきました。この女性農業者の集いということで女性の農業委員さんにお席をいただきました。

ましたけども、皆さま方から何かご質問等ございませんか。ないようですね。出席された女性のお二方はお疲れだったと思いますけども、今後とも、女性委員の立場から活動していただきますようにお願い申しあげます。ありがとうございました。

次に報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。資料の2ページをお願いします。朗読説明をいたします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書。通知者 賃貸人 佐々町古川免 ○○ ○○。賃借人 佐々町志方免 ●● ●●。下記土地について賃貸借の合意解約をしたいので、農地法第18条第6項の規定により通知します。土地の所在ですけども、佐々町古川免字切明。地目 台帳・現況ともに田。面積 1,483m<sup>2</sup>。5. 賃貸借の解約の申入れをした日ですが、平成30年1月10日。賃貸借の合意解約の合意が成立した日が平成30年2月12日。賃貸借の合意による解約をした日が平成30年2月12日でございます。土地の引き渡し期間が平成30年2月28日でございます。場所につきましては5ページをお願いします。佐々大橋を渡りまして、県道志方江迎線の途中から林道が斜めに走っていると思いますけども、林道を200m行ったところピンクで囲っているところになります。合意解約の理由といたしましては、五役会の時には、トラクターが入りにくいということだけの理由を伝えておりましたけども、再度、通知者に確認しましてイノシシが入って作れる状態ではないということでした。私も今日、現場確認をしましたけども、耕作できるような状態ではなかったです。そのために合意解約をしたということございます。後の利用については、○○さんの意向としては耕作できるような状態ではないだろうけども賃貸借をお願いできないだろうかという希望でございます。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局の説明が終わりました。これについて皆さま方から何かございませんか。地元委員さんのご意見が何かありましたらどうぞ。10番。

10番（山下 夕見子君）10番。言われているようにイノシシが、稲作をしても飛び越えて来るようなところで、とても作れるようなところではないと聞いておりました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。これにつきましてはやむを得ないのではないかなと思いますけども、後の対策なり、借り手については考えなければならないだろうという気がしておりますけども、幅員が足りずトラクターが通れないというのも一つの理由だったんですが、その辺の整備も考えなければならないのかなと思います。他に何かございませんか。8番。

8番（池田 邦義君）8番。そういうところはですよ、電柵をしていても入ってきているということですよね。例えば、それをワイヤーメッシュに変えた場合、今、町で

推進しているワイヤーメッシュも3軒以上で入らなければ、張られないということがあるわけですよね。こういう非農地化になるようなところを1軒ででもワイヤーメッシュが張れるようなシステムを作つていかないと、段々と潰れていくんじやないかなと思うんですが、産経も農業委員会もどうにかできないものかなと思うんですが。

議長（藤永 九市君）事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。8番委員さんのおっしゃる通りだと思います。この件については、産業経済課と協議をしまして、対策の方を考えたいと思います。

議長（藤永 九市君）もちろんメッシュも大事だと思いますけども、電木も効果のある設置の仕方によっては、十分防げる部分もあると思います。電木設置も時期、電池切れなどいろいろありますけども、きちんと取り扱えばかなりの効果があるんですね。その設置のやり方によっても変わってきますので、電木だけで十二分に対策をとっておられるところもたくさん例があります。その辺も加味しながら、事務局長もおっしゃいましたように産業経済課と一緒にになって、十分考慮しながら取り組んでいただきたいと思っております。ありがとうございました。他にございませんでしょうか。ないようでしたらこの件につきましては終わらせていただきます。次に日程（4）審議事項に入りたいと思います。第47号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。6ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

第47号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について。申請人 北松浦郡佐々町口石免 ○○ ○○。農業。農地の所在 八口免字駄地。地目 台帳・現況ともに畠。面積414m<sup>2</sup>。転用の目的 駐車場。施設はなし。耕作者 ○○ ○○。申請の理由といたしまして、申請地の横に今は宗教施設として使われている建物がありますが、その横の土地を駐車場として使いたいということあります。ここは農振農用地に入っておりますけども、農振除外の申請をしまして、承認をいただいているところでございます。2月15日に審査委員と現地確認をしております。県の書類といたしましては農地法第4条の許可申請書、登記簿謄本、付近状況図、現況写真、地籍図、それから12ページに駐車場の利用計画書を付けておりますけども、2の申請内容ですけども、駐車可能台数が12台。下は砂利を敷いたままで利用したいという申請でございます。13ページに土地利用の配置図を添付しております。14ページに被害防除計画書です。③の排水計画は自然流下ということでした。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いします。

11番。

11番（寶持 雅祥君）11番。今、事務局から説明がありましたように、現場を確認してきました。見た限りでは何ら問題はないように思います。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。以上、事務局及び地元委員からの説明をいただきました。これより皆さま方からのご質問等ございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。ないようすで採決をいたします。第47号議案について、承認される方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数によりこの件につきましては許可相当として長崎県に進達することといたします。ありがとうございました。次に、第48号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。15ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第48号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 譲受人 東京都港区赤坂 個〇〇〇〇 代表取締役 ○○ ○○（電気工事業）。譲渡人 佐々町平野免 ●● ●●（無職）。農地の所在 皆瀬免字太郎浦下。地目 台帳・現況ともに田。面積1, 655m<sup>2</sup>。転用の目的 太陽光発電システム設置。施設 太陽光パネル352枚 683m<sup>2</sup>。耕作者はなし。申請の理由 申請地を譲り受け太陽光発電システムを設置したく申請いたしますということでございます。この件については2月8日に濱野 卓也委員と現地を確認いたしております。添付書類といしまして、16ページに許可申請書、17ページに登記簿謄本、18ページに付近状況図、19ページが現況写真となっております。20ページに地籍図、21ページに配置図を付けております。パネル352枚の配置図です。22ページに被害防除計画書ですけども、まず、申請地の造成の計画内容ですが、現状のまま利用する。造成に伴う被害防除措置ですが、大規模な造成はなく、雑木、雑草の伐採と整地のみ行うので被害は発生しないということです。また、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由ですが、設置する太陽光パネルの高さを低くすることにより周辺への被害は発生しないということです。太陽光ですので光の反射等を考慮されながらの設置となるようです。排水計画ですが、雨水排水は水路放流ということです。23ページ、24ページは隣接農地の承諾書を付けております。25ページですが、太陽光パネルを設置するにあたって、九州経済産業局の認定をいかないと設置ができないということで、認定の通知を添付しております。27ページからはその会社の登記簿謄本と定款を添付しております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いいたします。9番。

9番（濱野 卓也君）9番。ただ今、事務局からの説明のとおりでございます。ご審議をよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。ただ今、事務局及び地元委員からの説明が終わりました。これより、皆さま方の質問、ご意見等とお受けいたします。この件につきまして何かございませんか。17番。

17番（湯村 速雄君）17番。隣接道は農道ですか。工事用の車両が入る道は。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。これは農道ではなく里道ですね。18ページのゼンリン地図になりますけども、この黄色のところがオレンジ観光さんの事務所でございまして、△△さんという家がありますけども、そこの前の道を通って、途中から申請地に入るようになります。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。この里道を使用するにあたってのことを言わわれているんでしょうか。

議長（藤永 九市君）17番。

17番（湯村 速雄君）17番。近隣の方とのもめごとがおきなければいいんですけど。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。その件につきましては、近隣の民家の方には、承諾は取られています。

議長（藤永 九市君）17番、それでよろしいでしょうか。

（「はいの声あり」）ありがとうございました。他にありませんか。ないようでしたら、これにつきましてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で48号議案は長崎県に進達することといたします。次に第49号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。33ページをお願いします。朗読説明をいたします。

第49号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 賃借人・佐々町市瀬免 ○○ ○○(会社員)。賃貸人 佐々町市瀬免 ●● ●●(農業)。農地の所在 市瀬免字清山。地目 台帳・現況ともに畑。面積 341m<sup>2</sup>。転用の目的 住宅の建築。施設 住宅1棟 69.56m<sup>2</sup>。耕作者はなし。申請の理由 住宅を建築するためということでございます。この件につきましては2月20日に濱野 努委員と現地を確認しています。添付書類でございますけども、34ページに許可申請書、35ページに登記簿謄本、36ページに付近状況図、37ページに現況写真、38ページに地籍図、39ページに被害防除計画書を添付しております。

(1) の申請地の造成計画の内容でございますけども、現状のまま利用する。被害

50・51ページに現況写真を付けております。52ページに地籍図ですね。53ページに配置図でございます。この青い線が雨水の排水ルートでございます。この四角のところが溜柵となっております。左下にグレーチングが入っていますけども、そこに雨水は放流するということです。緑の線が下水道の図でございます。この家の前には下水道の管が入っておりますのでそこに直結するという計画でございます。54ページに建物の求積図、55ページ、56ページに平面図を付けております。57ページに立面図を添付しております。58ページですけども被害防除計画書です。申請地の造成計画の内容でございますけども、切土をして高さ1.3m削るということです。被害防除措置については、擁壁を設けるということでございます。また、近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置ですけども、この近隣には農地はありません。被害の恐れはないということです。排水計画については先ほど説明をさせていただいた通りでございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いいたします。12番。

12番（吉永 勝彦君）12番。2月20日に事務局と一緒に立ち会いました。53ページを見ていただいて、雨水排水を尋ねたところ、駐車場を含めた建物と、若干斜めに緩やかに通って、雨水排水を溜柵に流すということを伺いました。下水も通っておりますのでその辺は大丈夫かと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局及び地元委員さんからの説明が終わりました。これより、皆さま方の質問、ご意見等をお受けしたいと思います。何かございませんか。ないようでございますので、この件についてお諮りいたします。第50号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について賛成と思われる方の举手をお願いいたします。ありがとうございます。全会一致で承認いただきました。許可相当としまして長崎県に進達することといたします。ありがとうございました。続きまして、51号議案は会議前の説明のとおり、取消をいたします。日程（5）協議事項に移りたいと思います。①農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定について、事務局の説明を求めます。事務局。

（私語あり）暫時休憩といたします。

（休 憇 午後 2時30分）

（会議再開 午後 2時42分）

議長（藤永 九市君）会を開いたします。事務局、よろしくお願ひします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。62ページをお願いいたします。佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積

防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由ですが、現状のまま利用するため、被害発生の恐れがないということです。排水計画でございますが、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道へ排水するということです。40ページをお願いいたします。左に537の一部とありますけども、ここは農地ではありません。宅地です。ここにまたがっての建築をされるということで報告を受けております。その横には既存の建物とありますけども、この転用は親子関係になられますので、ご両親の住宅になります。41ページに1階と2階の間取り図ですね。42ページも平面図になりますね。43ページに立面図を添付しております。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。地元委員の補足説明をお願いします。

3番。

3番（濱野 努君）3番。今、事務局から説明していただいた通りでございます。20日に局長と私が現地確認に行ってきました。残念ながら、住宅建築業者さんとは会えなかつたんですが、お父さんの●● ●●さんとお話をさせていただいて37ページに写真がありますけども、奥の方に古い建物が見えますが、これを解いてこれから建てても農地にかかるということで転用をお願いしたいということでしたので、排水かれこれは、今まで使っていた専用の排水路を使うということで見てきました。皆さん方のご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。事務局及び地元委員さんの説明をいただきました。これより皆さん方からのご質問をお受けしたいと思います。質問、ご意見等あられる方は举手でお願いいたします。ないようでしたら採決を行いたいと思います。第49号議案に賛成の方は举手をお願いいたします。ありがとうございます。賛成多数により許可相当として長崎県に進達することといたします。ありがとうございました。次に、第50号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。45ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。第50号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について。申請人 賃借人 佐世保市白岳町 ○○ ○○（会社員）。賃貸人 佐々町羽須和免 ●● ●●（農業）。関係につきましては、○○さんの奥様が●●さんの娘さんという関係でございます。農地の所在 羽須和免字上里。地目 台帳・現況ともに畠。面積341m<sup>2</sup>。転用の目的 専用住宅。施設 専用住宅1棟 63.76m<sup>2</sup>。耕作者は●● ●●さんです。申請の理由としまして、現在の住まいが手狭になった事から、新たに住宅を建築したいためということです。この件につきましては2月20日に吉永委員と現地の確認をさせていただいております。添付書類といたしまして、46ページに許可申請書、47ページに登記簿謄本、48ページに付近状況図、49・

計画書ですけども今回は96件ございます。1. 権利の設定を行うもの（貸し手農家）志方免 ○ ○○○。（借り手農家）志方免 ●● ●●。土地の所在 志方免字六ツ枝。地目 田。面積838m<sup>2</sup>。権利の種類 貸借権。区域区分 農用地。前回の設定内容 物納60kg 10年。他、95件です。71ページをお願いします。合計の欄をお願いします。田222, 332m<sup>2</sup>。畑21, 270m<sup>2</sup>、合計243, 602m<sup>2</sup>です。以上です。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局の説明が終わりました。後ろの方に準備をされておりますので、それぞれの地区ごとに検討していただきたいと思いますので、暫時休憩といたします。

（休 憩 午後 2時59分）

（会議再開 午後 3時35分）

議長（藤永 九市君）それでは会を開きます。休憩中にご検討いただいたと思います。

利用集積の担当委員を決めていただきましたので、改めて事務局から報告をいたします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。1番-10番、2番-9番、3番-3番、4番-3番、5番-3番、6番-13番、7番-13番、8番-13番、9番-13番、10番-18番、11番-2番、12番-2番、13番-10番、14番-10番、15番-5番、16番-10番、17番-8番、18番-4番、19番-4番、20番-16番、21番-16番、22番-11番、23番-18番、24番-18番、25番-18番、26番-18番、27番-18番、28番-18番、29番-15番、30番-8番、31番-17番、32番-2番、33番-4番、34番-6番、35番-事務局、36番-事務局、37番-事務局、38番-12番、39番-12番、40番-10番、41番-2番、42番-2番、43番-13番、44番-6番、45番-6番、46番-2番、47番-6番、48番-16番、49番-15番、50番-17番、51番-3番、52番-7番、53番-7番、54番-7番、55番-8番、56番-3番、57番-3番、58番-8番、59番-19番、60番-3番、61番-3番、62番-8番、63番-12番、64番-7番、65番-7番、66番-2番、67番-2番、68番-2番、69番-2番、70番-2番、71番-2番、72番-2番、73番-2番-74番-2番、75番-3番、76番-15番、77番-2番、78番-2番、79番-2番、80番-3番、81番-3番、82番-16番、83番-4番、84番-12番、85番-3番、86番-18番、87番-9番、88番-13番、89番-13番、90番-13番、91番-13番、92番-13番、93番-3番、94番-19番、95番-13番、96番-10番、以上でございます。

議長（藤永 九市君）ただ今、事務局より報告いただきました。それぞれ利用集積の再

設定について担当委員が決まりました。お世話をおかげしますが、皆さん、ご協力をいただきたいと思います。その契約書につきましては後方でお渡しをいたしますので、帰りにお持ち帰りいただきたいと思います。また、この集積につきましては、県も私たちもそうなんですけども、なるべく農地中間管理機構を通して契約いただきたいと思いますので、お話に行かれる際は必ず、農地中間管理機構のことでもお話ししていただいて促進いただきたいということをお願いしたいと思います。他に、このことについて皆さん方から何かございませんか。13番。

13番（坂口 隆英君）13番。62ページの6番から9番までが私が担当になっているんですけども、これは今まで6年契約をしていたんですね。その後に単価の見直しがあったと思います。だいたい10アール当たり1万円。これも借り手の方からお願いしたいという意向があっておりませんので、それに沿った形でお話していいでしょうか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。北部と南部とで単価が決まっていると思います。北部が1万1千円、南部が1万円ですね。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）3番。

3番（濱野 努君）3番。これはですね、農業委員会がいくらという決め方はやっていないと思います。北部、南部で今言われたのは、今までの貸し借りの中で平均値がそうだということではなかったかと思います。お互いに貸し手、借り手が納得できる金額で合わせていただければ、いくらでもいいのではないかと思いますけども、以上です。

議長（藤永 九市君）3番委員からお話をございましたけども、これにつきましては、単価は決めてはおりませんけども、だいたい毎年、見直しということでもありますけども、そういった決め方をしております。物納と金納が若干違うわけですね。物納に合わせますと年々動きますから、金納にする場合は決めにくいこともあるものですから、そういった決め方で今日まで来ております。これは基準でありますから、これを決めたからこうしなさいではなくて、これを参考にされまして、双方の意向を聞きながら調整することも一つの農業委員さんの仕事ではないかと思いますので、時期が来れば折々見直してもいいんだろうと思いますが、今回はこれでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか、13番。

13番（坂口 隆英君）13番。前に決めた時に、申し合せみたいな感じだったと思いますけども、その時に、角山地区が基盤整備が終わってから、金額がずっと高かったんですよね。それで、少し下げてもらったらどうかと言ったら、農業委員会の

方も数年見直しをしていないということで、そこで初めて見直しをしたように思います。一番安かったときで米が5千円の時期があったと思います。そういうことで、米1袋5千円、10アール当たり1万円というふうな話だったと思います。そういう流れで、ここもちょうど6年の契約だったものですから、今回切り替えで、また10アール当たり1万円という話が借り手の方から言っていますよね。今まで、10アール当たり1万5千円で支払ってこられていたんですけども、契約の途中で金額を下げるということはせずに、私も今度の切り替えの時に、総会で話をしてみますということで返答してきていますよね。貸し手の方にも、10アール当たり1万円でどうだろうかという話はしたことはあるんですよね。貸し手は、そこまで下げるのかということも言われていましたが、中山間地ですので、誰も作る人もいないししょうがないということも言われていました。まだ今回もこうして10アール1万5千円で残っているところがありましたので、先ほどの○○さんの分は、事務局の方から娘さんに送るということだったですね。現状のままで送ってもらつても、借り手の方が○○さんの農地はあちこちの方が借りられているのでだいたい状況も分かってらっしゃるので、そういうことですみませんけども、○○さんの分は事務局の方からよろしくお願ひします。あの分は私の方から貸し手、借り手と話をして、そこに沿うようにいたします。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。今、言われたように表に目を通してみると、反当り1万5千円というところがありますね。先ほど申しましたように基準といたしましては、そういう決め方をしておりましたので、そういう違いがあるということも気が付かなかったんですけども、他にそういうところもあるんですかね。13番の地元のようなことですね。そういうことで、今後必要であれば見直すことも考えなければと思いますが、随時、農業委員会だよりには事務局からの説明のとおり賃料を載せてあったと思います。それを見ていれば貸し手農家さんも理解できるんじゃないかなと思いますが、説明のとおり借り手が少ない状況の中では、なるべく借り手の方に負担がかからないように、貸し手の方にも理解いただければなと思いますけど。そういうことで今後ともよろしくお願ひしたいと思います。他に、この件につきまして何かありませんか。13番。

13番（坂口 隆英君）13番。70ページの88番から91番がですね、栗林の●●さんが今まで耕作して来られていたんですけども、去年もここは切り替えがされているんですが、実際は何年も耕作されていませんで、荒らされていたんですね。29年度に1年の契約でちゃんと返しますという口約束は受けているんですよね。見たところ90番の△△さん、▲▲さんの分は玉ねぎを作るということで、部会長さんも心配されておられますけども、去年8月頃、耕作はされたんですけど

ども、刈取りも何もされない今まで、今、放置した状態です。それと、□□ □□さんは亡くなられましたけども、娘さんのところは何年も手付かずの状態ですね。ここもこの1年の中に綺麗にして返しますということでした。○○さん自身も自宅に居られなくて、居場所は分からいいんですけども。もし、ここが○○さんの方から手が離れれば、借りたいという方は居られます。ただ荒れたままで返してもらつてもということもありまして、○○さんの方にも何度も連絡を取っているんですけども、なかなか取れない状況で、一部聞いたところでは、2月いっぱいは返事を待ってくれと言われているということを聞いてはいるんですけども。どんなふうになるものか事務局の方からも○○さんの方に連絡、指導をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。○○さんの件につきましては、前担当の方からも聞いております。事務局の方からその辺は指導をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ただ今の問題ですね、検討といいますか対策を取るだらうと思いますのでよろしくお願ひします。他に、8番。

8番（池田 邦義）8番。先ほどの物納、金納の件なんですけども、水稻作物を作った場合、物納、金納でできますけども、水稻から牧草だけを植えるということになった場合は、物納ではなくて金納なんですよね。牧草で金納の場合は反当り3千円ということで、水稻から牧草に移行した場合はそういう値段で決めて話ををしていいんですかね。作る人が、だいたい反に3千円で受けているからということで、そういう話を聞きますので、そこら辺も統一してもらった方がいいんじゃないかなと思いますけどもよろしくお願ひします。

議長（藤永 九市君）ありがとうございます。この件につきましては、事務局、ご答弁できますか。

（私語あり）暫時休憩いたします。

（休 憩 午後 3時55分）

（会議再開 午後 3時57分）

議長（藤永 九市君）会を開いたします。賃借権の設定内容について意見が出ておりましたので、休憩をしながら皆さんと意見を交わしたわけであります。それぞれ米の場合の物納と金納、牧草の場合と意見をいただきましたので、今後の課題といたしまして、事務局と十分協議をしながら決めてまいりたいと思います。各推進委員さん、農業委員さんがあくまでも基準を提示しながら、利用集積についても十分働きかけていただきたいということをお願いしながら、この件につきましては終わり

たいと思いますけども、他にありませんでしょうか。ないようでしたら次に移りたいと思います。日程（6）その他に移ります。事務局からお願ひいたします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。その他の①の農業者年金加入と全国農業新聞の加入の結果ですけども、農業者年金の加入につきましては1件、加入していただいている状況です。農業新聞の方につきましても、7件加入をしていただいている状況でございます。以上でございます。

議長（藤永 九市君）ただ今の農業者年金加入及び全国農業新聞の加入については事務局より説明いただいたとおりです。佐々町農業委員会としまして、県の農業会議がまとめている中で21市町の目標を全部比較されていたんですけども、皆さん方の協力をいただいてどうにか、29年度内の実績としてはクリアすることができました。皆さま方にご協力いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。この件について何かございませんか。ないようでしたら②に移ります。事務局長。

事務局長（金子 剛君）事務局。②でございます。これは3月と書いておりますが、4月に訂正をお願いいたします。4月の定例会と、農地利用最適化推進会議の日程でございますが、まず、3月はこの前決めたとおりで、総会が3月26日、推進会議が3月19日に予定をしております。推進会議はこの前決めたとおり、4月からは推進会議はしませんので、9月と2月の年2回ということで全体会議をするということですね。4月の総会の日程だけを決めていただければと思います。以上です。

（私語あり）

議長（藤永 九市君）それでは25日という話も出ておりますけども、皆さんのご都合によって決めていきたいと思います。

（私語あり）皆さんご承知のとおり、14日までが転用申請の受け付けで、五役会を済ませて総会をするという流れになっているわけですね。25日、26日辺りで今まで総会をしてきたわけですが、今月だけは議会の関係で、会議室の使用等の問題もありましたので22日になったわけですが、日にちがあまり早いと、事務局も資料作成が大変だったり、逆に遅いと県に進達するもんですからそちらに間に合わせるのが大変だったりというのがありますので、翌々月の予定を決めるのも大変ですけども、ないようでしたらこちらから決めますね。25日に決めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）4月25日午後1時半からと決めたいと思います。もし、何か不都合があれば変更するかもしれません、その折には皆さま方、ご理解いただきたいと思います。次のその他の中の③その他につきまして、事務局長よ

り何かあられるようですので事務局長お願ひします。事務局。

事務局長（金子 剛君）事務局。前回の総会の折に、築城委員の方からご質問があつた件について回答させていただきたいと思います。非農地の関係ですね、農地と山林、原野の税金関係はどうなるのかというご質問だったと思うんですけども、税務課の方に確認をいたしました。場所によって若干の単価の違いはあるかと思うんですけども、田がですね平方メートル当たり100円。これに固定資産税率の1.4%かけたのが課税されるということです。畠が平方メートル当たり35円。山林が21円、原野が5円です。宅地、雑種地がですね1万円から2万円という状況です。当然、山林、原野の方が地目変更すれば安くなるということですね。これも法務局の方に確認したんですけども、非農地通知を出している状況なんですが、完了するのが、例えば月曜日に出したとしたら、金曜日には登記完了書というものを発送するということで、だいたい1週間ぐらいで完了するということです。もし尋ねられた時にはそういうふうに回答していただければと思います。それから、池田委員の方から農転後の地目変更がなっていないという質問があつたかと思いますけども、こちらの方で税務課の土地台帳を確認すれば分かることではあるんですけども、これも県の方に確認したんですけども、その後は農業委員会の方からは、地目変更をしなさいという指導はできないらしいんですよね。不動産登記法というのがありますし、口頭では言えますけども、正式に通知したりというのは出来ないということでした。湯村委員からのご質問で、志方の資材置き場の件ですけども、今日、書記の上野と現場を見てきたんですけども、以前に相談内容で流れが書いてあるものがあります。その時の前担当と、前局長がその方に直接会われて話されているようですけども、それからちょっと動きが止まっているみたいです。その後、私たちが入って話をしたいというのが今の時点では考えております。そこは農振地区に入っておりますので、来年、大型見直しがあるんですけども、そこも検討しないといけないのかなと思っております。今現在、手続きをするとすれば、農業用の目的の倉庫とかであれば、農振除外の用途区分変更をすれば何とかなるのかなとは思っておりますけども、それ以外の目的であれば無断転用ということで、判断されると思うんですね。今はそういう状況です。後日また、その方と接触をして話をしたいと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）事務局から報告が終わりました。また、皆さん方からその他について何かあればお受けしたいと思います。ないようでございますので、これで第11回農業委員会総会を終了したいと思います。今後とも皆さん方も、天候もよくなつてまいりましたので、忙しいかと思いますが怪我をなさらずに十分気を付けながら頑張っていただきたいと思います。本日は慎重審議をいただきましたことを心より

お礼を申しあげまして閉会といたします。ありがとうございました。

( 閉 会 午後 4 時 10 分 )

上記のとおり相違ありません。

会長 繁永九市

会議録署名委員 繁永光

会議録署名委員 繁城武美

